

	点検項目	令和7年度の取組に対する自己評価	改善のための措置	改善時期
1	機構のいじめ防止等対策ポリシー1条に規定されている「いじめ」の定義について、全教職員の共通理解を図り、いじめの認知が確実に行われるよう意識啓発を行った。	令和8年2月24日(火)～3月3日(火)にかけて、本校いじめ防止等基本計画に基づき、全教職員(非常勤を含む)を対象としていじめに関するセルフチェックを行った。その中で、いじめの定義について確認するよう併せて周知した。	10月以降に、本校のいじめ防止等基本計画に基づき、全教職員（非常勤含む）を対象としていじめに関するセルフチェックを行う予定であり、いじめの定義についても確認する。 Formsを利用することから学生課にて回答を集約でき、教職員の回答率及びそれぞれの理解度を把握することができる。	例年、2月頃実施
2	定期的（2ヶ月に1度）に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報共有や各事例への対応方針を協議するほか、いじめの相談・通報を受けた時には、速やかに臨時の「学校いじめ対策委員会」を開催し、議事録を作成した。	令和7年度中に計6回(5月、7月、10月、1月、3月に2回)いじめ対策委員会を開催し、情報共有や対策の検討を行った。	令和8年度も定期的に委員会を開催し、情報共有している。	10月末までに計6回開催
3	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、教職員に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	令和8年3月19日(木)～3月31日(火)にかけて、機構本部が公開している「第22回全国国立高等専門学校学生支援担当教職員研修」におけるいじめに関する研修動画の視聴を全教職員に呼び掛けた。また、本部への視聴後アンケート回答状況について共有いただき、学生課にて教職員の回答率を把握している。	11月以降、研修を実施予定	例年、2月～3月頃実施
4	学校がいじめの防止等の対策を組織的に推進することができるために、「学校いじめ対策委員会」が行う職務内容を定めて、全教職員に周知した。	令和7年4月22日(火)付けで全教職員に対して周知した。	令和8年4月28日(火)付けで全教職員に対して周知した。	-
5	いじめの未然防止や早期発見のための取組について、「学校いじめ対策委員会」が年間計画（学校いじめ防止プログラム）を策定して全教職員に周知した。	令和7年4月22日(火)付けで全教職員に対して周知した。	令和8年4月28日(火)付けで全教職員に対して周知した。	-
6	いじめの問題を一人で抱え込むことがないようにするために、教職員が学生の気になる様子を把握した場合に、「学校いじめ対策委員会」へ報告することを徹底した。	令和7年4月9日(水)付けで担任及び専攻主任に依頼した。	令和8年4月14日(火)付けで担任及び専攻主任へ依頼した。	-
7	機構のいじめ防止等対策ポリシー第16に規定されている「重大事態」の定義について、全教職員に周知するとともに、重大事態に関する「事実関係を把握するための調査」の実施に当たっての「学校いじめ対策委員会」の役割を定めている。	サイボウズにいじめ防止等対策ポリシーを掲載しており、掲載URLを4月に周知している。 本校いじめ防止等基本計画にて重大事態に関する役割を定めている。	サイボウズにいじめ防止等対策ポリシーを掲載しており、掲載URLを令和8年4月28日(火)に周知している。 本校いじめ防止等基本計画にて重大事態に関する役割を定めている。	-
8	いじめの事案について、学生の実態や指導の経過等の情報が関係教職員で共有できるようになっている	いじめ事案に係る早期発見・事案対処マニュアルに則り、速やかに情報を関係教職員で共有している。	いじめ事案に係る早期発見・事案対処マニュアルに則り、速やかに情報を関係教職員で共有している。	令和8年4月
9	令和6年度の取組に対し、学校いじめ防止等基本計画、学校いじめ防止プログラム、早期発見・事案対処のマニュアルが実行性のあるものとなっているかを検証し、令和7年度の実施計画に反映しているか	令和7年度の点検を行うとともに、令和8年度のいじめ防止プログラムを作成した。	令和7年度の点検をもとに令和8年度のいじめ防止プログラム等を作成し、これに沿って実施している。	令和8年3月下旬に点検・評価及び令和8年度いじめ防止プログラムを作成。
10	学生を対象に、いじめを把握するためのアンケートを定期的に（年4回以上）実施するとともに、その内容を「学校いじめ対策委員会」等、教職員間で共有できるようにした。	学生相談支援室やいじめ対策委員会等でアンケートを実施し、教員間でその結果を共有している	学生相談支援室やいじめ対策委員会等でアンケートを実施し、教員間でその結果を共有している	令和8年度未までに4回以上実施予定（令和8年4月～5月、7月、10月、11月、令和9年1月）
11	「学校いじめ対策委員会」の構成員の一人として、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を含み役割を明確にしているとともに、スクールカウンセラー等とも連携し、関係教職員間で情報共有できるようにしている。	いじめ対策委員会のメンバーにスクールカウンセラーは含まれている。また、スクールカウンセラーが得た学生の情報は、学生相談支援室を通じて関係教職員に情報共有されている。	いじめ対策委員会のメンバーにスクールカウンセラーは含まれている。また、スクールカウンセラーが得た学生の情報は、学生相談支援室を通じて関係教職員に情報共有されている。	適宜実施
12	機構のいじめ防止等ガイドラインに基づき、学生に対し年1回以上のいじめに関する研修を企画し、実施している。	いじめに関する研修として、1～3年生を対象にゲートキーパー養成講座を行った。	いじめに関する研修として、1年生及び2年生を対象にゲートキーパー養成講座を行った。	令和8年7月に実施
13	どのような行為がいじめに該当するか、学生が理解を深める取組を実施している。	いじめアンケート内に記載し理解を促した。	アンケート内に記載し理解を促した。	令和8年7月実施
14	学生自らが、いじめ問題にが主体的に行動しようとする（学生主体による防止プログラムの実施を含む）取り組みを推進している。	いじめ防止プログラムにおいて学生会によるイベントを計画しており、12月15日(月)～19日(金)をいじめ防止週間として川柳を募集し、作品を学内に掲示した。	いじめ防止プログラムにおいて学生会によるイベントを実施しており、12月の1週間をいじめ防止週間と定め、川柳を募集し学生会イベントにて発表や作品の掲載を予定している。	令和8年12月頃実施予定
15	学校のいじめ防止の取組について、保護者の理解を得るとともに、連携・協力体制を築くため、書面やホームページ等で、学校いじめ防止基本計画や取組状況等の内容を周知した。	ホームページに、いじめ防止等基本計画といじめ防止プログラムや、令和6年度のいじめ防止等の取組に関する評価・改善をホームページにて掲載している。また、学校説明会、合格者説明会、入学式、始業式でもいじめ防止の取り組みについて周知している。 前項14の取り組みに関しては、3月刊行の「学園だより」に掲載した。	ホームページに、いじめ防止等基本計画といじめ防止プログラムや、令和7年度のいじめ防止等の取組に関する評価・改善をホームページにて掲載している。	-
16	いじめが認知された場合には、速やかにいじめを受けた学生及びいじめを行った学生双方の保護者に対して状況等を正確に説明するとともに、「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を決定、伝えることを徹底している。	いじめ対策委員会にて被害者・加害者及びその保護者への連絡方法も検討し、委員会の対応方針を伝えている。	いじめ対策委員会にて被害者・加害者及びその保護者への連絡方法も検討し、委員会の対応方針を伝えている。	適宜実施
17	外部の有識者等で構成される会議（運営協議会や外部評価委員会等）で、学校いじめ防止等基本計画の内容を説明するなどして、連携・協力体制を築いている。	令和7年度のいじめ防止等に取り組みについて、大分高専及び鹿児島高専と連携し相互評価を実施中。	引き続き、大分高専及び鹿児島高専と連携を検討中	令和8年度も実施予定
18	いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに警察等と情報を共有するなど、連携して対応する体制ができています。	犯罪行為が疑われる場合には警察等にも情報を共有し連携している。	引き続き情報共有、連携している。	適宜実施